

# 第1回「日本らしく美しい景観づくりに関する懇談会」

## 意見の概要

開催日時：平成26年6月24日（火）10：00～12：00

（本意見の概要はゲストスピーカー、行政も含む出席者から出た意見を掲載しています）

### ■意見の概要

#### ○景観協議・事前協議について

- ▶ 事前協議は大切であるが、現在の定性的基準による景観誘導は、期間や内容など協議の限界がある。景観行政団体の組織上の充実、人材育成が必要ではないか。
- ・協議期間を景観法の法定の仕組みとして組み込まれていけば、ネゴシエーションの力が高まっていくように思う。
- ・協議しながらよい物をどう創出していくかという部分が課題としてあり、特に定性基準でどこまで協議できるかが議論のポイントである。
- ・手続きとして形だけの協議をしたということではなく、審議会や専門家の力を借りながら、手続き後に事業者が協議結果を尊重できるような状況をつくることが重要であると感じている。
- ・景観協議もそうだが、日本の法制度においては、最終的な決着をつけるための仕組みが明記されておらず、曖昧にされていることが多い。
- ・景観の観点から、自治体の裁量性を確保した上で、都市計画と同程度の財産規制まで踏み込んだ規制のあり方について、検討する価値があるのではないか。例えば、調停や仲裁人のような仕組みを法律の中でつくれるか、尊重義務を課していけるか、今後議論していけるとよい。
- ・具体的な判断に当たっては、景観審議会等の専門家に検討をお願いし、その結果をHPに公表するなど、衆人環視のなかで進めることが必要だと思う。定性基準でどこまで協議しうるかの判断は、専門家と細かく調整を図るのがよいと思っている。
- ・行為着手の30日前まで（実地調査の必要がある場合等は90日まで延長可）に届け出ることとしても、地域の景観コードを事業者に十分理解してもらうためには、期間及び協議内容ともに物理的に無理なケースが多い。組織体制、人材育成の課題もある。

#### ○面的調整手法について

- ▶ 民間・公共の事業を地域全体の中で調整できるよう、外部にマスターアーキテクトのような制度を設け、みんなの合意形成を図りながら、対処方針を定めていけるようなしくみが求められるのではないか。
- ・地区ごとに様々な取組があり、そこではガイドラインに書き切れない内容もある。地区独特のユニークなコンセプトのようなものはあった方が面白いし、これは公共の立場では逆に作りにくい部分もある。このようなものを地区が独自につくって、市民の合意を得ると、説得力を持って意見を聞いてもらえる。
- ・管轄する行政区域が広いので、一人のマスターアーキテクトで対応するのは難しいと思うが、

景観審議会のような専門家集団に関与してもらい、その結果を住民の方に判断してもらうようなやり方など、いろんな工夫の余地があるのではないか。

- ・デザイン・コーディネーションも含め、外部の有識者（建築、歴史、経済等に精通）をマスターアーキテクトのような形で活用し、地域全体の景観を良好なものとする取組も重要ではないか。

#### ○建築確認事務との連携について

➤ 建築確認申請手続きの透明性を確保することは難しい状況ではあるが、フォローできる仕組みの検討も必要ではないか。

- ・民間の確認申請を県外で取った場合に確認申請は通っているものの、景観の届出が抜け落ちてしまったという場合があり、景観に係るチェック機構が上手くいっていない状況がある。

#### ○公共による骨格景観の形成について

➤ 景観への取り組みとして、民間事業のコントロールだけでなく、公共事業が規範を見せることが大事ではないか。

- ・骨格となる景観は、行政の役割が大きいので、行政内の調整力を働かせて、民間よりも公共がつくる公共物をよくすることが大切であると感じている。
- ・民間建築物のコントロールのみならず、公共建造物について、景観上の範たり得ているのか、検証が必要ではないか。

#### ○景観を資産として捉えることによる、人々の誇りの醸成について

➤ 資源を資産に変え、資産を経済面から数字として評価していくことにより、そこに住んでいる人や国民の誇りを取り戻すことにつながるのではないか。

- ・景観を資産と捉えた場合、経済の中で景観をどう測定し、経済システムの中にどう落としこんでいけるのかを考えていければと思う。
- ・観光立国を目指す上でも、日本人や地域の人が誇りを持てる魅力のある景観形成を図っていくことが重要だと思う。
- ・良好な景観を誇りに思う国民的理解を深めていくため、景観資源を資産としてきちんと評価できるような試算手法、不動産市場への反映手法の検討なども重要ではないか。

### ■その他事項

#### ○広域と地区の協議・調整について

- ・各の首長の判断で、高度地区が指定されるケースがあったが、都道府県の役割として都市計画マスタープランのようなものが景観にも必要な感じがしている。
- ・総合調整をする都市デザイン担当は、地域を豊かにするために、過去に縛られずに創造性を発揮し、逆提案をしていくような対応力が求められると思っている。

#### ○その他

- ・都市のビジョンと景観がどう結びついているのか整理が必要だと感じる。
- ・歴史まちづくりは進んでいるということであるが、この取組が地方のサステナビリティとどう結びついていくのか、議論のポイントになると感じる。
- ・これまで建物単体の指導は景観行政が頑張っているが、道路の両側の景観が全体としてどうなっているのかを考えるかが一つ課題としてある。
- ・景観法制定から 10 年経って、ディベロッパーや建築家、都市計画家の認識は高くなっていると思うが、国民の認識がどうなっているのか気になる。
- ・景観計画の使い方も全国を見ると多様であり、中小都市では、工夫をしながらつくっている地域の景観づくりを評価することに、次の景観の取組ポイントがあると思う。

以上